平成２５年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は指摘事項の概要 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| ２．未収金（貸付金を除く。）の検討並びにその検討結果 |
| (4) 個々の未収金の検討の結果 |
| 【教育委員会】1. 将来負担の額に集計した債権について
 | 以下の未収金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号32）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 |
| 業者使用光熱水費 | 6,740 | 1,513 |
| 合計 | 6,740 | 1,513 |

 | 平成25年度末残高5,622千円の債権のうち、平成25年度中にほぼ納付計画どおりの収納があった債権3,384千円については、回収可能債権として一般債権に分類し、それ以外の債権2,238千円については貸倒懸念債権として、基準により50％の要引当金1,119千円を計上した。 | 措置 |
| 1. 納付書の形態について
 | 大阪府下の某府立高等学校で起こった学校徴収金等の着服による損害金の調定に際して、交付している金融機関の納付書を閲覧したところ、摘要が「学校徴収金等の着服による損害賠償金」と印字記載されていた。これでは、債務者がいかにも金融機関に持ち込み難く、配慮のかける不適切な記載である。より確実な回収を行う上では、納付書の記載や発行形式に工夫を行うべきである（意見番号33）。 | 納付書記載内容を「損害金（一部納付）」と変更し、平成26年３月20日に差し替えを行った。 | 措置 |
| ③　業者使用光熱水費について | 大阪府下の府立高等学校において、食堂の運営を外部の業者に使用許可しており、当該業者からは食堂に係る光熱水費の使用料として料金の徴収を行っている。しかしながら、以下のとおり一部の業者においては過年度から使用料金の滞納が発生している。　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業者名 | 平成24年度期首 | 調定額 | 回収額 | 平成25年度期首 |
| Ａ | 1,752 | 761 | 1,043 | 1,471 |
| Ｂ | 1,917 | 1,346 | 236 | 3,027 |
| 合計 | 3,669 | 2,107 | 1,279 | 4,498 |

使用許可を継続することの是非について検討するとともに、今後の方策について総合的に検討すべきである（意見番号34）。 | 食堂業者は、施設の行政財産使用料についてはほぼ滞納することなく納付しており、また、滞納した業者使用光熱水費についても計画通り納付している。使用許可の継続（更新時期：平成27年度末）の是非については、今後の納付状況を見極めながら判断すべきと考えており、引き続き業者からの未収金回収に努める。今後の方策については、平成28年度以降に食堂業者の公募を検討しており、公募条件で使用料の完納を条件の一つとすることも検討する。 | 経過報告 |
| 1. 一部の業者に対する損害賠償金について
 | 一部の業者に対して生じた損害賠償金について、平成15年前後から現地調査を行っていた。平成18年時点で代表者の死亡や会社の営業実態がないことが確認され、現状では債権の回収が見込まれない状況である。平成21年時点においては、登記官の職権による解散を見込まれていたとのことだが、いまだ行われていない。当該理由についての記録は現状残っていない。このような状況の中、平成15年９月が時効の起算点であったことから、平成25年９月をもって正式に時効が成立してしまった（時効を迎えた金額は4,360千円）。この点について、所属では過去営業実態がないことは確認済みであることから、登記簿のみ毎年取得していた。しかしながら、4,360千円と決して少なくない金額の時効成立に対して、仮に活動をしていたら中断すべきだったことを考えると、登記簿を確認するだけではなく、現地調査をした上で、時効を迎えるべきだったのではないかと考える（意見番号35）。 | 平成25年度までに行った調査の結果、平成15年９月を最後に法人が休眠状態となり、代表者は平成15年10月以降、所在不明で平成17年８月に死亡していたことが判明した。その後も現地調査や法人登記簿謄本を取り寄せるなどの調査を継続したが状況は変わらなかった。本債権については、平成25年度に消滅時効が成立したため、現地調査、財産調査及び法人事業税の納税状況の調査を行い、債務者（法人）の実態調査等を継続して行った後、大阪府債権の回収及び整理に関する条例に基づく債権放棄の手続を行った。（平成26年度） | 措置 |
| 1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入掛金について
 | 同債権は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する保険事業について、大阪府が立て替えた保護者負担分の掛金に係る債権。加入は任意であるが、第一学年の５月１日付で加入意思の確認が行われ、加入の意思表明をしたものは退学等の特段の事情がない限りは第三学年まで継続加入となる。手続上は、学校設置者が同センターに掛金の全額を支払うこととなり、各年保護者負担分1,560円と大阪府の負担分350円をまとめて同センターに支払っている。すなわち、大阪府が保護者負担分を一旦立て替えることになるため、徴収できない場合には保護者に対して加入者掛金の未収金が発生することとなる。（イ）第一学年分に相当する掛金の未収がある場合であっても、第二学年以降も契約が継続し、大阪府の立替が継続している。第一学年分に相当する掛金の未収がある場合には、第二学年以降の契約は継続せず、立替を止めるべきである（意見番号36）。また、第一学年の入学当初に、加入同意書を受領したものの、掛金が期限までに納付されない場合があるが、これらの者については保険に加入しないことと取り扱うことも含めて、そのための仕組み作りを検討すべきである（意見番号37）。（ロ）平成25年度より前には、当該加入申込書に、加入により保護者等に掛金の納付義務が発生する旨が明記されていなかった。この状況から納付義務が十分に保護者に認知されておらず、私債権の時効の目安となる10年を超える滞納債権も現存している。なお、平成25年度以降は、当該問題は改善されており、加入申込書に納付義務について明記されていることから、徴収率の向上が期待されるとのことであった。既に平成25年度については、平成25年度に係る掛金の自動引落等が行われていることから、速やかに未納率等の調査を行い、仮に未納率等が大幅に改善していないようであれば、その他の改善策を講ずべきである（意見番号38）。 | スポーツ振興センターの５月１日現在の加入調査の事務処理要領において、「当該年度の共済掛金が未納のまま進級した場合は、新年度の継続加入について保護者等に確認すること」や「未納がある場合は、必ず納付するよう保護者等に督促する。」等を新たに明記し全府立学校へ依頼した。新入生入学説明会の時に配付する同意書の様式の変更や、保護者向けの日本スポーツ振興センター災害共済給付制度説明文書を全府立学校に送付し、制度の周知徹底を図った。さらに、新年度加入時の共済掛金の額通知時においても改めて、保護者等に対し災害共済給付制度の一層の周知を依頼し、期限までの納付を働きかけた（意見番号37）。平成24・25年度の未納率は下記のとおり、

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 4/20時点 | 3月末時点 | 滞納解消率 |
| Ｈ24 | 12.88％ | 1.56％ | △11.32 |
| Ｈ25 | 13.06％ | 1.36％ | △11.7 |

取り組み初年度において未納率は、0.2ポイント、年度内滞納解消率（徴収率の向上）は、0.4ポイントの改善が図られている。平成26年度は、大阪版高校生等奨学給付金制度の運用により、

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 4/20時点 | 12月末時点 | 滞納解消率 |
| Ｈ26 | 22.29％ | 1.15％ | △21.14 |

4月時点の未納者は増加したもののの12月末現在では、平成25年度の3月末時点よりも0.21ポイント減少した。今後も全府立学校に対し災害共済給付制度について保護者等への周知を徹底する（意見番号38）。 | 措置措置措置 |
| ⑥　債権回収の委託等を含む回収に向けた取組みについて | 学校徴収金等を中心とする、府立高等学校単位で管理される債権について、各学校別の債権残高の情報を閲覧したところ、当然ながら学校毎に債権残高の多寡が認められた。その一方で、債権管理の体制は、どの府立高等学校も一律に事務職員が３名の体制であるという状況であった。相対的に債権の滞留が多い学校とそうでない学校とで一律に事務職員が３名であるという状況は、債権管理という観点からはその有効性や効率性に疑問がある。来年度から府立高等学校の授業料の徴収が復活することも踏まえ、大阪府教育委員会全体として、改めて回収に向けた取組みを検討することが必要である（意見番号39）。 | 債権残高の多い学校については、学校査察において、学校全体として回収に取り組むよう指導するとともに、学校管理職研修時に債権回収への取組を指導した。今後とも回収に向けた取組の検討に努める。 | 措置 |
| ５．貸付金の検討並びにその検討結果 |
| (3)　個々の貸付金の検討の結果 |
| 【教育委員会】1. 将来負担として集計した額
 | 　以下の貸付金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号74）。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 債権総額 | 内、将来負担として集計した額 |
| 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金（未収金を含む。） | 44,447 | 32,721 |
| 高等学校等修学資金奨励費貸付金（未収金を含む。） | 384,663 | 345,290 |
| 合計 | 429,110 | 390,217 |

 | 奨学生であった者の死亡や生活困難等の理由により、回収が困難となる可能性があることから、回収可能と考えられる金額を基に評価した。 | 措置 |
| 1. 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金について
 | 同貸付金の管理上、以下の問題点がある。（イ）債務者区分について債権回収整理計画上、時効を迎えたかどうかの別で、時効を迎えた債権額は整理対象債権、時効を迎えていない債権額は回収対象債権に区分している。また、新公会計制度上も、前者は破産更生債権、後者は一般債権に分類している。したがって、同一債務者であっても、時効を迎えたかどうかによって、債権区分が異なる結果となっている。債権の回収可能性を検討する上では、時効の完成の有無によって同一の債務者に対する債権を区分して分類するのではなく、同一の債務者に対する債権の性質、つまり貸倒れの可能性（貸倒リスク）により判断すべきであり、同一の債務者における個々の債権の回収可能性は同一であるはずである。そこで、同一の債務者に対する個々の債権の貸倒の可能性（貸倒リスク）、回収可能性は同一と考えて、債権の評価を行うべきである（意見番号75）。また、回収可能性に問題のなかった債権が突如回収不能な状態に陥ることは通常まれであり、貸倒や回収不能の可能性を示す事象が単独又は複合的に生じ回収が懸念される状態を経て徐々に回収不能な状態に移行していくものと考えられる。つまり、債権の回収可能性を検討するにあたり、時効を迎えたかどうかの別だけで判断するという考え方は、実際の債権の状況や実態を適切に示しているとはいいがたい。すなわち、時効を迎えたかどうかの基準だけで回収可能性を判断するのは適切ではない（意見番号76）。（ロ）回収に向けた方策について高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金の多くが回収できない実態に鑑み、他の所属等の事例も参考に回収に向けた積極的な方策を策定し、実行すべきである（意見番号77）。 | 時効の完成の有無によって同一の債務者に対する債務を区分して分類せずに、同一の債務者に対する個々の債権の貸倒の可能性（貸倒リスク）、回収可能性は同一と考えて、債権の評価を行った（意見番号75）。時効を迎えたかどうかの有無にかかわらず、個々の債権の状況を踏まえ回収可能性を分類することとした（意見番号76）。財務部税務局税政課作成の債権回収・整理マニュアルを参考にして、高等学校課としての定時制課程及び通信制課程修学奨励費債権回収・整理マニュアルを作成した。債権回収に向けての工程表を作成し、定期的な文書による催告や家庭訪問等により未納額の納入を求めた（意見番号77）。 | 措置措置措置 |
| ７．固定資産（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果 |
|  (2) 検討の結果 |
| ④　公有財産台帳上の記録について | 公有財産台帳の取得年月日について、次のとおり不合理なものが認められた（結果番号13）。評価の時点修正を正確に行うためにも、評価の妥当性を検証するためにも、公有財産台帳上の取得年月日が正確であるかの点検を行う必要がある（意見番号80）。（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名称 | 取得年月日 | 取得価額 |
| 岸和田高等学校 | 明治１年１月１日 | 488,097,469 |
| 今宮高等学校 | 明治７年６月29日 | 390,995,322 |

 | 包括外部監査で意見のあった府立高校３校について、各学校において紙媒体の公有財産台帳及び登記簿により取得年月日の点検を行った結果、誤りが確認された２校について、次の内容により公有財産台帳の取得年月日の訂正を行った（結果番号13、意見番号80）。　※岸和田高校：明治30年4月26日　 今宮高校 ：明治40年6月29日 | 措置 |
| 11．未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金について　 |
| 【教育委員会】 | 延滞金等の金額を常に把握していない以下の所属においては、延滞金等も未収の状況とともに把握を行い、債権回収に向けた督促や交渉等の過程で適時に債務者に情報提供できるような状況にしておくよう、努めるべきである（意見番号81）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部局名 | 所属 | 債権分類 | 債権名 |
| 教育委員会 | 教育振興室 | 私債権（貸付金） | 高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金 |
| 市町村教育室 | 私債権（貸付金） | 高等学校等修学資金奨励費貸付金 |
| 高等学校 | 私債権（貸付金以外） | 業者使用水光熱費 |

 | （高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金及び高等学校等修学資金奨励費貸付金）未収の状況とともに延滞金等の把握を行い、督促や交渉等の過程で適時に債務者に情報提供できる状況にした。（業者使用光熱水費）業者使用光熱水費については、延滞金は課されないこととなっている。 | 措置 |